保保発 1015 第 1 号 保国発 1015 第 1 号 保高発 1015 第 1 号 保連発 1015 第 1 号 令和 3 年 10 月 15 日

都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部) 後期高齢者医療主管課(部) 都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 全国健康保険協会 健康保険組合 健康保険組合 健康保険組合等所管課(室)

御中

厚生労働省保険局保険課長 公 印省 略 ) 厚生労働省保険局国民健康保険課長 ( 公 印 省 略 ) 厚生労働省保険局高齢者医療課長 (公 囙 ) 省 略 厚生労働省保険局医療介護連携政策課長 ( 公 印省 略 )

「オンライン資格確認」本格運用開始について(協力依頼)

医療保険制度の円滑な運営に当たりましては、平素より格段のご努力、ご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年9月22日に開催された第145回社会保険審議会医療保険部会において、 オンライン資格確認等システムの本格運用については、<u>本年10月20日(水)</u>から開始する旨を公表しました。

つきましては、オンライン資格確認等システムの本格運用開始に伴い、保険医療機関及び保険薬局(以下「医療機関等」という。)から医療保険者等に対して請求される診療報酬及び調剤報酬(以下「レセプト請求」という。)の運用における留意事項等を下記のとおりお示ししますので、医療保険者等におかれては、これらを踏まえた対応をお願い申し上げます。

また、都道府県におかれては、貴管内の市町村、国民健康保険組合への周知を、 関係各省共済組合等所管課(室)におかれては、所管の共済組合等への周知をお 願いいたします。

# 1. レセプト請求における資格情報確認の留意事項

本年3月から本格運用前のテストとして開始したプレ運用では、医療機関等からのレセプト請求等に係る運用は従来どおりの取扱いとしておりましたが、オンライン資格確認等システムの本格運用開始以降は、当該システムを導入する医療機関等(以下「導入医療機関等」という。)では、当該システム上の情報が原則正しいと判断します。

その際、導入医療機関等から送付された診療報酬請求書等(以下「レセプト」という。)の資格情報と、医療保険者等の基幹システムの資格情報と一致しない場合として、以下が原因となる場合については、基本的にはレセプトを返戻することなく手続きを進めていただきますようお願いします。

- ・ 医療保険者等が医療保険者等向け中間サーバー等(以下「中間サーバー等」 という。) に登録した資格情報が誤っている
- 中間サーバー等には使用できない漢字があるため、自動変換されて登録されている

なお、オンライン資格確認等システムを導入していない保険薬局において、当該システムを導入する医療機関が発行する処方箋により資格確認をした場合でも、上記と同様の事象が生じることから、当該場合についても、基本的にはレセプトを返戻することなく手続きを進めていただくようお願いします。

#### 2. 限度額適用認定証情報等の閲覧開始について

本格運用開始に伴い、限度額適用認定証情報、限度額適用・標準負担額減額認定証情報及び特定疾病療養受療証情報の閲覧が開始となります。

中間サーバー等への当該情報の登録が完了していない医療保険者等において は、至急当該情報を登録するようお願いします。

万が一、本格運用開始までに登録が間に合わない場合は、加入者に対して、当該情報がオンライン資格確認等システムに連携されていないため、従来どおり限度額適用認定証等の申請手続や、導入医療機関等への提示が必要であることを周知するようお願いします。

#### 3. 加入者情報の凍やかな登録について

1のとおり、本格運用開始以降は、導入医療機関等ではオンライン資格確認等システム上の情報が原則正しいと判断します。このため、新規の加入者や届出内容に変更のあった加入者の資格情報を、速やかに中間サーバー等に登録しなかった場合、導入医療機関等の窓口手続でトラブルが生じる恐れがあるほか、加入者から事業者や医療保険者等へ多数の問合せが生じ、医療保険者等の業務負荷が増大する可能性も想定されます。

医療保険者等におかれては、改めて、加入者の資格情報を中間サーバー等へ速 やかに登録するようお願いします。

なお、被保険者証等の発行と中間サーバー等への加入者情報登録に一定のタイムラグが生じるなど、オンライン資格確認等システム上の情報よりも被保険者証に記載された資格情報が正しいとする例外事例として、以下が挙げられます。加入者や医療機関等から被保険者の資格情報に関する照会があった場合には、中間サーバー等への登録状況を確認の上、速やかに回答いただくようお願いします。

<オンライン資格確認等システム上の情報よりも被保険者証等が正しいとする 例外事例>

- ・個人番号の未提出
- 新設保険者の資格情報登録遅れ
- ・資格取得日に被保険証等を窓口で発行(即日発行)し、同日に導入医療機 関等を利用した場合
- ・所得区分を変更した日に高齢者受給者証を窓口で発行(即日発行)し、同日に導入医療機関等を利用した場合
- ・特定疾病療養受療証の対象者として登録した日に、特定疾病療養受療証を窓口で発行し(即日発行)、同日に導入医療機関等を利用した場合

# 4. 加入者向け導入医療機関等に関する周知について

医療機関等におけるオンライン資格確認等システムの普及状況を踏まえ、加入者に対して、マイナンバーカードを保険証として利用して医療機関等を受診する場合は、受診する医療機関が導入医療機関等であること及びマイナンバーカードに資格情報が紐付いていることを事前に確認するよう、周知にご協力いただきますようお願いします。

導入医療機関等の一覧については、厚生労働省ホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/index\_16743.html) に掲載されており、原則毎週月曜日に更新されます。当該ページにリンクを掲載している民間検索サイトから検索することも可能です。また、マイナンバーカードに正しく資格情報が紐付いているかどうかについては、マイナポータルから確認することが可能です。あわせて、「健康保険証利用の申込促進リーフレット」等の周知広報素材についても、厚生労働省ホームページ(https://www.mhlw.go.jp/stf/index\_16745.html) に掲載しておりますので、ぜひご活用ください。

- 5. 導入医療機関等におけるイレギュラーケースへの対応方針について 導入医療機関等におけるイレギュラーケース(※)への対応方針については、 「【別添1】イレギュラーなケースへの対応の整理について」のとおり整理して いるため、ご参照願います。
  - ※・マイナンバーカードや被保険者証等を不持参だった場合
    - ・顔認証付きカードリーダーが故障等した場合
    - ・転職等により保険者を異動した直後の場合
    - ・被保険者資格証明書が交付されている市町村国保の被保険者が滞納保険 料を支払った直後の場合
    - ・医療機関等のオンライン資格確認端末で表示される「高齢受給者証負担割合」と「限度額適用認定証区分」の組み合わせに齟齬が生じる場合
- 6. 被保険者証起因による資格情報の不一致事例について

中間サーバー等に登録された加入者情報の正確性を確認する中で、被保険者証の様式に起因(被保険者証の券面の記載に疑いがあるもの)して、導入医療機関等がレセプトに記載する被保険者の記号・番号に誤りが発生する可能性がある事例の存在が確認されました。

具体的な支障事例及び対応のお願いは別添2に記載しておりますので、該当

# 7. 市町村における国民健康保険の資格喪失処理の取扱いについて

中間サーバー等に登録されている資格情報において資格重複となっている者のリスト(以下「資格重複状況結果一覧」という。)については、今般のオンライン資格確認等システムの本格運用の開始に伴い、当該一覧は対象者の資格喪失の事実等を確認するために行う事業所への電話や文書等による照会と同等のものと位置づけることとします。

市町村におかれては、「オンライン資格確認等システムの運用開始に伴う市町村における国民健康保険の資格喪失処置の取扱いについて」(令和3年2月25日付事務連絡)第2を参照し、適宜、資格重複状況結果一覧を資格喪失処理事務にご活用ください。

これに伴い「オンライン資格確認等システムの運用開始に伴う市町村における国民健康保険の資格喪失処理の取扱いについて(留意事項)」(令和3年3月31日付事務連絡)は廃止することとします。

# 8. 加入者情報に係る加入者からの問合せについて

「オンライン資格確認等システムの保険医療機関・保険薬局でのプレ運用の 実施について(周知)」(令和3年3月3日付事務連絡)において、プレ運用期間 中に、導入医療機関等においてシステムで資格確認を行った際の加入者情報に 誤りがある、または未登録である等の事象が発生した場合、社会保険診療報酬支 払基金等を通じて医療保険者等へ問合せが発生する可能性がある旨をお示しし ていました。

本格運用開始以降は、加入者から直接、医療保険者等へ問合せが発生することとなりますので、適切な対応をお願いします。

なお、詳細については、「【別添3】オンライン資格確認システム稼働後に発生 する問い合わせに対する対応方法」をご参照ください。

以上